令和８年度岩手県モニタリング強化型特別資金貸付要綱

第１　目的

この制度は、国の全国統一制度であるモニタリング強化型特別保証制度が創設されたことを踏まえ、物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第２項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とする。

第２　取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第３　貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者であって、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している者とする。

なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が５割以上であるものに限る。

第４　貸付の条件

１　資金の使途

設備資金及び運転資金とする。

２　貸付限度額

１中小企業者につき8,000万円以内とする。

３　貸付期間

10年以内（据置期間は運転資金１年以内、設備資金及び運転設備資金３年以内）とする。ただし、一括返済の場合は１年以内とする。

４　貸付利率

貸出時点の利率は、貸付期間に応じ、次のとおりとする。

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付の場合を除く）。

貸付期間　３年以内　　年2.65％以内

貸付期間　３年超10年以内　年2.85％以内

５　保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

６　信用保証

岩手県信用保証協会のモニタリング強化型特別保証を付する。この場合の保証料率は、次の表に定める料率を適用する。なお、岩手県信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）が本要綱の施行の日から令和９年３月31日までの場合は、補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助する。

また、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当す

る場合は、表の⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表

CRD 評点 区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.90%	年1.75%	年1.55%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%
国 補 助	年0.95%	年0.87%	年0.77%	年0.67%	年0.57%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.22%
事業者負担	年0.95%	年0.88%	年0.78%	年0.68%	年0.58%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.23%

（注）CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

7　償還方法

一括返済又は分割返済による。ただし、一括返済の場合は１年以内の償還とする。

8　その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第５　申込手続

貸付を受けようとする中小企業者は、モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書を添付し、取扱金融機関にその所定の手続きにより申し込むものとする。

第６　貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

第７　貸付の実施

貸付の決定を受けた中小企業者は、取扱金融機関の所定の手続により貸付を受けるものとする。

第８　融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告するものとする。

第９　取扱金融機関の責務及び報告並びにＥＢＰＭに伴う情報提供

取扱金融機関は次の１～３の責務を負うものとする。

１　金融機関は、原則として、年に１回中小企業者から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けるものとする。

２　金融機関は、原則として、貸付実行日の属する事業年度から５事業年度（以下「モニタリング期間」という。）にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の経営状況等を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、ＥＢＰＭに伴う情報提供として、申込金融機関、融資実行年月、認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ＩＤ、認定経営革新等支援機関種別及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

３　金融機関は、モニタリング期間中に、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、信用保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関及び信用保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討するものとする。

第10　要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた中小企業者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附　則

この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

別表　取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合